

薬生副発 0515 第 1 号
令和元年 5 月 15 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 3 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、御了知いただき、関係者への周知等、その円滑な施行に向けて格段の御配慮をお願いします。

記

1 改正内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が支給する障害年金及び障害児養育年金に係る届書に添付する診断書について、厚生労働大臣の指定する日（以下「指定日」という。）前 1 月以内に作成されたものでなければならぬところ、当該期間を指定日前 3 月以内に拡大すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成 16 年厚生労働省令第 51 号）第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）。

2 施行期日

改正省令は、令和元年 8 月 1 日から施行すること。

以上